

## 第 10 次厚木市総合計画第 2 期実施計画の策定について

### 1 策定の趣旨

第 10 次厚木市総合計画第 1 期実施計画の計画期間が令和 5 年度をもって満了を迎えることから、令和 6 年度を始期とする第 2 期実施計画を策定する。

### 2 計画の位置付け

第 2 期実施計画は、第 1 期基本計画の 27 の基本施策に基づく具体的な事業を年度別に定めるものであり、毎年度の予算編成及び計画的な事業実施の指針となるものである。

### 3 計画期間

令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間

### 4 第 1 期実施計画の進捗状況及び課題

#### (1) 進捗状況

第 1 期基本計画の 27 の基本施策の進捗状況については、令和 3 年度を対象とした「令和 4 年度施策評価」において、25 施策が「順調」、1 施策が「おおむね順調」、1 施策が「やや遅れ」という結果になった。

また、各事業の進捗状況については、令和 5 年 2 月に各部において、令和 4 年度施策評価結果及び指標の令和 4 年度達成見込み等から総合的な検証を行ったところ、9 割近くの事業が「順調」又は「おおむね順調」に進捗しているという結果となった。

#### 【第 1 期実施計画事業の進捗状況】

進捗状況	事業数（構成比）
順調	164 事業（61.7%）
おおむね順調	73 事業（27.4%）
やや遅れ	18 事業（6.8%）
遅延	11 事業（4.1%）
合計	266 事業（100.0%）

※再掲及び完了事業を除く。

## (2) 課題

- ア 各事業に位置付けている指標について、成果を的確に測ることができない項目が設定されている事業がある。
- イ 事業の進捗と市民実感度がかい離している施策があり、市民ニーズに即した事業を位置付ける必要がある。
- ウ 新型コロナウイルス感染症や物価高騰等により、進捗に遅れが生じている事業がある。

## 5 第2期実施計画の策定の考え方について

### (1) 基本的な考え方

- ア 令和6年度から令和8年度までの財政推計に基づき、限りある財源を有効に活用するため、全ての事業について、施策評価及び市民実感度調査の結果等を踏まえ、施策・事業の成果や課題を検証した上で、今後更なる進展が見込まれる人口減少や少子高齢化に伴う社会保障関係経費の増大などの視点も含めて、ゼロベースで事業内容及び事業費を精査する。
- イ 各事業に位置付ける指標については、統一した基準をもって成果をより的確に測ることができる項目を設定し、目標値についても、施策の推進につながるより高い目標を設定するとともに、各個別計画に位置付ける指標との整合を図る。
- ウ 変化する社会環境や市民ニーズを的確に捉えるとともに、根拠やデータに基づく事業の効果を明確化する。
- エ 第1期実施計画において、遅れが生じている事業については、その原因を分析した上で、事業内容の見直しを行うとともに、今後の方向性を明確にする。
- オ 第1期基本計画に位置付けている三つの重点項目についても、引き続き分野横断的に推進を図る。

### (2) 計画に位置付ける事業

第2期実施計画に位置付ける事業は、第1期基本計画の27の基本施策に掲げる目指す姿の達成のほか、全国から憧れを抱かれ、市民一人一人が誇りを感じられる魅力あふれるまちの実現に向け、市民ニーズや行政課題に的確に対応する事業とする。

- ア 第1期実施計画に位置付けている事業については、事業内容から改めて実施計画への位置付けの必要性を判断し、計画的に実施すべき政策的な事業及び市民にとって真に必要な優先度の高い事業を位置付ける。
- イ 新規事業については、主に次の「魅力あふれる厚木創造プロジェクト」の推進につながる事業を積極的に位置付ける。

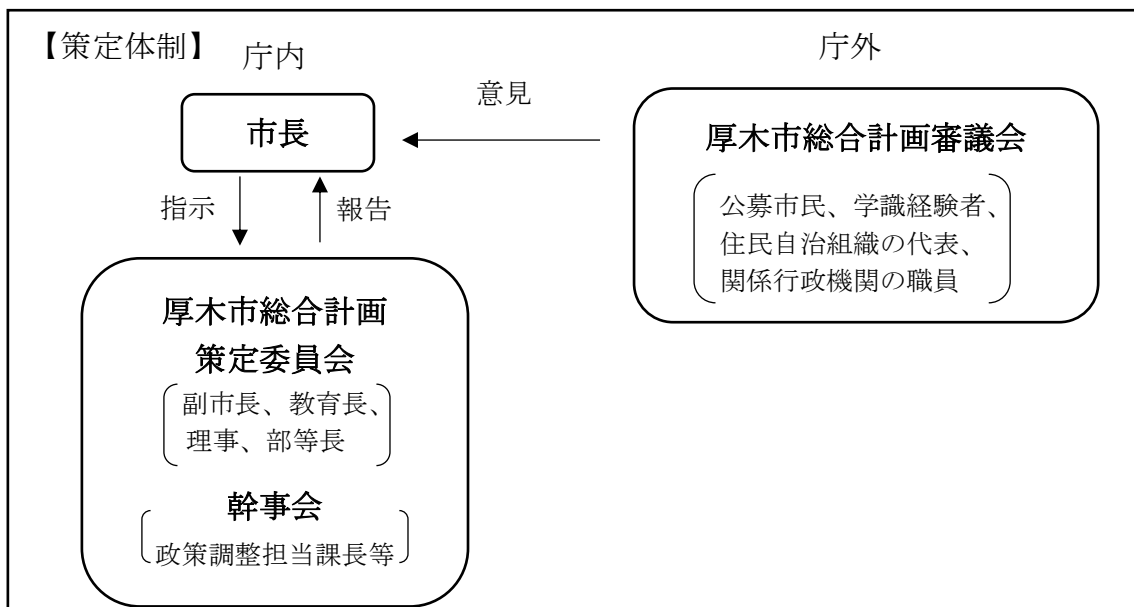
## 魅力あふれる厚木創造プロジェクト

第2期実施計画では、将来にわたって魅力あるまちであり続けるため、都市間連携による「強いエリア」「魅力あるエリア」の創造と、本市の可能性を掘り起こし、磨き上げていく厚木の魅力創造をテーマとする「魅力あふれる厚木創造プロジェクト」により、施策横断的に推進することとする。

- 1 都市間連携による「強いエリア」「魅力あるエリア」の創造（県央姉妹都市構想の実現）
- 2 厚木の魅力創造
  - (1) 「子育て・教育で選ばれるまち」の実現
  - (2) 「福祉の充実」による住みやすいまちの実現
  - (3) 「生まれ変わる中心市街地」の実現
  - (4) 持続可能な「あつぎの農業」の実現
  - (5) 「スポーツ・文化芸術・歴史の聖地」の実現
  - (6) 「強い財政力」をいかしたまちの実現
  - (7) 時代と市民に寄り添う「行政運営」の実現
  - (8) 「道路交通の円滑化」の実現
  - (9) 「災害から命と暮らしを守り抜く」まちの実現
  - (10) 「安心して暮らせる防犯のまち」の実現

## 6 策定体制

第2期実施計画は、庁内組織である「厚木市総合計画策定委員会」において検討を進めるとともに、附属機関である「厚木市総合計画審議会」から意見をいただきながら策定するものとする。



## 7 策定スケジュール

年月	第2期実施計画の策定	令和6年度予算編成
令和5年5月	計画額・指標・事業スケジュール調査（事業調書作成依頼）	
6月	各課等ヒアリング（～7月）	
7月	施策検討会（課題や今後の方向性等を共有）	
8月		概算要求
9月		
10月	事業検討会（新規、拡大事業を対象）	予算要求
11月	総合計画審議会 各課等調整（～1月）	課長ヒアリング
12月		部長ヒアリング
令和6年1月		市長査定
2月	総合計画審議会	
3月	経営戦略調整会議 経営戦略会議	令和6年度当初予算議決
4月	定例全員協議会（策定報告）	

※随時、総合計画策定委員会（幹事会含む）を開催